## 愛知学院大学流通科学研究所規程

(名称)

第1条 本研究所は、愛知学院大学流通科学研究所と称する。

(場所)

第2条 本研究所は、これを愛知学院大学商学部に設置する。

(目的)

第3条 本研究所は社会科学・自然科学の両面より、流通及びマーケティングに関する基礎的研究並びに 応用研究を行うことを目的とする。

(事業)

- 第4条 本研究所は下記の事業を行う。
  - (1) 流通及びマーケティングに関する自主研究並びに調査
  - (2) 流通及びマーケティングに関する受託研究並びに調査
  - (3) 研究所報の発行
  - (4) 講演会、シンポジウム等の開催
  - (5) セミナー、公開講座等の開催
  - (6) 流通及びマーケティングに関する教育・訓練用教材の開発
  - (7) 流通及びマーケティングに関する教育リソースセンターの運営
  - (8) その他本研究所の目的を達成するために必要とされる事業

(組織)

- 第5条 本研究所に、所長、幹事、所員及び事務職員を置く。
- 2 本研究所に、研究員を置くことができる。

(所長)

- 第6条 所長は、所員総会の推薦により、学長これを委嘱する。
- 2 所長は、本研究所を代表し、本研究所の運営一般を統括する。

(幹事)

- 第7条 幹事は、所員総会の議を経て、所員の中から所長これを委嘱する。
- 2 幹事は、所長を補佐し、研究所事務の円滑な運営をはかり、研究所報の編集等を行う。

(所長・幹事の任期)

第8条 所長及び幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(所員)

- 第9条 所員は、商学部の専任教員とする。
- 2 所長は、前項のほか、所員総会の議を経て、本大学専任教員の中から所員を委嘱することができる。
- 3 第2項の所員の任期は1年とし、所員総会の議を経て更新できる。

(研究員)

- 第10条 研究員は、所員が推薦し、所員総会の議を経て、所長これを委嘱する。
- 2 研究員の任期は1年とし、所員総会の議を経て更新できる。

(所員総会)

- 第11条 本研究所に、運営に関する基本方針を決定し、予算及び決算を審議するため、所員総会を置く。
- 2 所員総会は、全所員をもって構成し、所長が議長となる。

3 所員総会は、所長が招集する。ただし、全所員の4分の1以上の要求がある場合には、所長はすみやかにこれを招集しなければならない。

(運営委員会)

- **第12条** 本研究所に、所員総会において定められた基本方針及び予算にしたがい、事業の運営に関する問題を議決するため、運営員会を置く。
- 2 運営委員会は5名をもって構成し、そのうち3名は、所員の互選により選出する。 所長及び幹事は運営委員とし、所長が運営委員会の座長となる。
- 3 座長は、運営委員会を招集する。ただし、運営委員の要求のある場合には、座長は、すみやかに運営 委員会を招集しなければならない。
- 4 運営委員の任期は2年とし、任期が終了した委員と同数を改選する。ただし、再任を妨げない。 (委員会)
- 第13条 本研究所は、必要に応じて、委員会を置くことができる。

(定足数・議決)

- 第14条 所員総会、運営委員会及び第13条に定める委員会は、それぞれの構成員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることはできない。
- 2 所員総会及び運営委員会の議事は、別に定めのある場合を除いて、出席者の過半数で議決をし、可否 同数のときは、所員総会においては議長、運営委員会においては座長の決するところによる。

(事務局)

- 第15条 研究所事務の円滑な運営をはかるため、本研究所に事務局を置く。
- 2 事務局は、幹事及び事務職員で構成する。

(経費)

- 第16条 本研究所の経常費は、愛知学院大学の年間研究所予算その他をもってこれにあてる。
- 2 本研究所予算及び決算は所員総会の議を経るものとする。

(細則)

第17条 本研究所に必要な細則は、所員総会の議を経て別に定める。

(規程改正)

第18条 本規程の改正は、所員総会において全所員の3分の2以上の賛同をえ、商学部教授会の議を経て、学長の承認をうることを要する。

附則

本規程は、平成6年4月1日より施行する。

本規程は、平成11年2月12日より施行する。

本規程は、平成25年4月12日より施行する。